

平成27年度 第1回帯広市男女共同参画推進市民会議 会議録要旨

- 開催日時 平成27年12月22日（火）午後2時00分から午後3時53分
- 開催場所 とかちプラザ 3階 特別会議室
- 出席者 【委員】岡庭委員、小林委員、末永委員、富樫委員、戸島委員、道見（里）委員、長縄委員、中村委員、林委員、宮本委員、目黒委員
【事務局】草森市民活動部長、野澤男女共同参画推進課長、高田推進係長、牧下係員

■次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
「おびひろ男女共同参画プラン」推進状況について
- 4 その他
- 5 閉会

■配布資料

- 資料1 おびひろ男女共同参画プラン平成27年度推進状況報告書（平成26年度対象）
- 資料2 おびひろ男女共同参画プラン平成27年度推進状況（平成26年度対象）の概要
- 参考資料1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- 参考資料2 第4次男女共同参画基本計画（国）策定に当たっての基本的な考え方（概要）
- 参考資料2-1 第4次男女共同参画基本計画（国）案における目指すべき社会、政策領域目標

■議事

開会

- 司会 ただ今より、平成27年度第1回帯広市男女共同参画推進市民会議を開催します。
はじめに、K委員が平成27年1月27日付で都合により、委員を辞退されましたことをご報告します。
それでは、議事進行につきましてはB会長、よろしく願いいたします。

- B会長 皆さん、こんにちは。歳末のお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。この年の11月、12月は女性活躍推進法案、それからマタハラ裁判もございましたし、最近では夫婦別姓の判決や、再婚規定の最高裁の考え方が示されたところでございます。
帯広市の男女共同参画、女性活躍を巡る情勢が激しく動いているところでございます。本日も委員皆様方の活発なご議論により、帯広市男女共同参画がさらに推進していくことを願いまして、ご挨拶とさせていただきます。

- B会長 本日の市民会議は委員19名中、出席委員11名ですので成立していることを報告いたします。
- それでは、議事に入ります。「おびひろ男女共同参画プラン」推進状況について、まず、資料1・2について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から質問や、報告書等を踏まえて今後男女共同参画社会の実現に向けて、どのように施策等を推進していくべきかなどについて、ご意見を伺いたいと思います。事務局、説明願います。
- 事務局 －資料1・2について説明－
- B会長 それでは、各委員、ご質問・ご意見等がありましたら、ご発言願います。
- 推進目標のa、b、c、dの計算方法は資料1の3ページ、4ページに出ているのですが、推進目標がない施策については、当該年度の事業の取組状況も勘案して、評価のA、B、C、Dを決定しているということなので、数値目標とか計算式があるということではなくて、総合的に判断したということで、間違いはないですね。
- 事務局 そのとおりです。
- B会長 もう一点、このA、B、C、Dというのを総合的に出したのは、いわゆる一般的に言う自己点検、自己評価という形ですか。
- 事務局 総合計画では市民実感度、成果指標、プランでいうところの推進目標ですが、その判定については、事業の取組状況を踏まえて各課で評価を行っています。おびひろ男女共同参画プランに関連する施策についても、市民実感度等も踏まえた上で、各課独自の評価ではありますが、評価されていると考えています。当課が集約するに当たりましては、各課の事業がその施策に占めるウエイトについて大小あり、数値化することは難しいのですが、総合的に勘案して、当課で評価しています。
- H委員 女性人材バンクについてですが、現在の登録者数と、登録内容、活躍の場がどれほどあったのか、活用事例について教えてください。
- 事務局 現在の登録者数は、個人14人、団体12団体、計26となっています。平成26年度末の状況については資料1の推進状況報告書24ページ目平成26年度実績にも記載していますが、個人11人、団体7団体、計18だったのが、これまでに26件に増えたという状況です。この中には、先日実施した「おびひろ女性活躍推進フォーラム」に参加され、女性人材バンクのチラシを見て登録された、1団体、1名の方の分も含んでいます。活用状況については、平成25年度に高校の講座の講師1件、平成26年度に中学校と男女共同参画推進課の講座の講師で2件、審議会等委員では男女共同参画推進市民会議委員で3件、平成27年度では中学校の講座の講師で1件、審議会等委員で2件ありました。
- G委員 いじめの問題で教えていただきたい。子どもが通っている小学校にはいじめの定義がありま

すが、帯広市はお持ちなのでしょうか。

事務局 いじめの定義について、一つの目安を持っているかと思いますが、手元に情報がないことから、はっきりお答えできませんが、教育委員会の指導や、日常、先生方が観察しながら、いじめの抑制に日々努力されているとは聞いております。お答えになっているか分かりませんが、ご理解いただければと思います。

G委員 教職員に対する研修が具体的にどのように行われているか分かりますか。

事務局 教員の職員研修のメニューには当然、入っていると思いますが、具体的な研修内容については把握していませんので、本日の質問事項についてお答えできない部分については、後ほど各委員へ郵便等でお知らせしたいと思います。よろしいでしょうか。

G委員 はい。

D委員 審議会等委員の女性の参画率の低下について、女性人材バンクには26件の登録があるということですが、審議会等委員に参加いただきたいという打診はあるのでしょうか。

事務局 審議会等の事務局から女性の委員を入れたいという相談があり、女性人材バンクについて説明しました。先ほど27年度の審議会等委員が2件と説明しましたが、一つは推進目標の審議会等委員の参画率の計算の中に入っている審議会です。もう一つは総合戦略の関係で計算の中には入っていないのですが、市民の意見等をお聞きする場ということで、参画していただいています。

D委員 打診があっても審議会等の女性委員の参画率が上がらないのですか。前年度よりも下がっていますよね。

事務局 女性の専門職が少ない分野、特に医療系や介護関係など、専門的な分野の方々が集まるような審議会や、委員によって任期が違う審議会ですと、調査するタイミングによって、かなり審議会の女性の参画率が変動します。専門分野に女性が少ない審議会については、女性が入れないということがあり、なかなか難しいと思っています。

B会長 具体的に女性の専門職が少ないのは、どのような領域と認識されていますか。

事務局 今回の調査ですと、特に介護に関わる場所の減少率が一番大きかったということがあります。防災については、法律で委員の構成が規定されており、選ばれる職階のところに女性が少ないことから、結果的に女性が少ない審議会があります。

B会長 第一次産業の関係の女性の委員の比率はいかがでしょうか。

- 事務局 林業分野のところだと、専門的な知識を持っている女性の方がなかなかいらっしゃらないため、女性の参画率が低い審議会があります。
- B会長 委員の皆さん、ご意見等ございませんか。
- H委員 女性人材バンクの登録者数に比べて、実際に活用の方がちょっと少ないのではないかと思います。これから増えていくことはあるでしょうか。
- 事務局 増える見込みについては、お答えできませんが、平成25年から女性人材バンクを市の事業として始めて3年程が経ち、登録者の方を増やしていかなければ選択肢が広がらないことから、登録者数の充実に向けて啓発を行っています。登録者数について、どのくらいの数がいいということはありませんが、登録者の活用には各団体であるとか、庁内であれば委員の就任について、依頼など声をかけていきたいと考えています。
- F委員 一つ確認させてください。おそらく毎回この問題は出てくるかもしれませんが、事業所の実態調査票を1,500件ぐらい送っても、回収率は低く推移していると思います。せっかく市の方で情報提供しても、その吸い上げがなかなか出来ないという状況があると思います。吸いあげられて、さらに改善策を取らないと、多分ずっと何年やっても変わらないような感じがしています。マタハラについても、セクハラについても、パワハラについても、例えば調査票を送っても、多分同じような団体・企業から毎回アンケートの回答をいただいて、そのほかの無回答の団体・企業が見えにくくなっているのではないかという感じがしてならないのですが、何か市の方で回収率を上げる具体策というのをお持ちなのでしょうか。
- 事務局 商工観光部で事業所雇用実態調査を担当していますが、回収率が低い、高いという議論も当然あるかと思えます。今、委員がおっしゃったように、回収率が高い方がより多くの意見を吸い上げられるということもあります。回収率を上げる具体策について持ち合わせているか聞いていませんが、統計上の問題でいくと、ある程度の回収率さえあれば全体を把握できるという、一つの考え方もあります。しかし、回収率が低いよりは高い方が当然多くの意見が吸い上げられるだろうというご意見もあり、実態調査については担当部署も毎年実施している中、設問の仕方、数、内容、それとアンケート調査を行う時期、それらについていろいろ検討しながらやっているとは聞いているのですが、来年からこういうやり方で目指していますという具体的なお答えはできないことをご了解いただければと思います。
- F委員 あと一点として、育児休業の規定は事業所にあっても、実際にどのぐらいの取得率、取得数となっているのか、また市役所の職員の取得率は上がっていますか。
- 事務局 まず、民間の方の取得率です。以前にもご説明させていただいたかもしれませんが、育児休業の取得対象である、出産された方とその配偶者の数を把握して、その内何人取得したかということになりますが、事業所の方に設問で求めるということになると、かなりお手数をおかけするということもあり、現在はそこまでの調査はしていません。ただ、回答いただいた中で、どれぐらいの方が育児休業を取得しているというのは調査では押さえており、平成26年度の

事業所雇用実態調査では男性が3名、女性が110名、計113名が育児休業を取得されています。ただ、あくまで回答いただいた42社のなかでということになります。

事務局 市役所の職員の育児休業の件数という部分では、当然複数年にまたがるものですから、同一人物が取っているか、新たな人が取っているかは分かりませんが、育児休業の取得者の件数については、平成22年が20件で、23年が16件、24～26年については各年18件です。育児休業は出産を経た上で取得するものですから、22年の件数と比べて少ないから取得していないという問題でもありませんし、そういう資料についても持ち合わせていません。今、民間の取得者数について回答しましたので、それに合わせて、市役所での取得者数という実態を説明いたしました。

男性の育児休業取得者の例では23年、24年に1件ずつあります。それが別人か同じ人かは分かっていません。

F委員 現時点での取得状況というのはわかりますか。

事務局 27年の現時点での状況というのは押さえていませんが、ある程度取っているという、取れるような職場だということもありますが、市役所については、育児休業制度を設けて、個々人の事情に合わせた形で、取得が可能な状況にあるというふうにご理解いただいて構わないかと思います。

B会長 F委員の今の質問は、事業所雇用実態調査でいつも回答してくるところは、ずっと回答してきて、回答してこないところは、無回答のままではないかという質問ですね。回収率を上げるのはいいですが、では回答しない事業所に対する働きかけはいかがですかという質問ですから、様々な取り組みがされることは大切なことですが、実態調査するのが男女共同参画推進課ではないということですので、男女共同参画推進課を通して、実態調査の実施をしている部局に対して、F委員がおっしゃった回答いただいていない事業主に、今後ご回答いただくような工夫をお願いしたいということによろしいですね。

事務局 担当部局の方にそのように伝えたいと思います。

B会長 市職員の育児休業の件数を細かく教えていただいたのですが、F委員のご質問の趣旨としては、市役所として、この取得の動きがいい方向に動いていると認識されているのかどうかというご質問ですね。

事務局 育児休業を取ることは、あまりストレスを感じないといえますか、取得について十分に配慮されているというふうに伺っています。それは取る、取らないも含めて個人の事情、家庭の事情という部分もありますので、強制的に取る必要もないですが、取得する事情等がある方については、育児休業の取得は可能な状況にある職場だと認識していただいてよろしいかと思います。

- G委員 母子保健の充実について質問をしたいのですが、乳児家庭への訪問率は19年が37.6%、26年で91.9%になっているのは、第1子以外も訪問するようになったからですか。
- 事務局 詳しくは分からないのですが、以前は確かに第1子には必ず声をかけて訪問するような流れがあったと思います。この率の増加については、統計の取り方の違いではないかもしれませんが、でも、少なからず、訪問を受けてもらえる家庭の数がある程度増えたのではないかとということが、一つ想定されると思います。訪問率について、委員がおっしゃっているような制度の変更により、対象者の分母となる部分が変わったためかという点については、今お答えできないですけれども、母子保健上の乳児の訪問について、充実してきていると伺っております。
- G委員 託児付の検診の導入が何年前からか始まったと思いますが、その導入をしたことによって、受診される方の数は増えたのでしょうか。
- 事務局 成人病健診を含め、がん検診ですとか通常の健康診断において、特に乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診については、小さいお子さんお持ちの方もいらっしゃいますので、お子さんを預けられないということが、10年以上前になりますけれども、課題としてありました。そこで託児スペース、若しくは託児する人を配置した上で、健康診断の環境づくりを実施したところ、受診した方からの声になりますが、好評だというふうにその当時伺っております。現在も多分継続して続けられて、こういう形で記載されたと思います。
- G委員 託児付の会議は、子育て中のお母さんにとってはとても大切なことだと思います。先月、青少年問題協議会の幹事に今年度から就任することになって、託児のことをお伺いしたら、託児はできませんと言われ、年長の子どもがいるのですごく困ったのですが、何とか実家に預けるという対応をしました。男女共同参画の会議だと託児の願いを出来るけれども、他の会議だと託児が出来ないという現状があります。それに対する改善方法など、何か男女共同参画推進課から他の課に提案できるもののでしょうか。
- 事務局 託児の配慮については全庁的には考えられているとは思いますが、予算の面や、今まで託児を必要とする方がいなかったということで、託児を付けていないところがあるのかなと思います。ただ、予算編成の時には託児の単価も示され、審議会等いろいろな人に入っていただくには、託児についても当然配慮されるべきと思います。もちろん女性が審議会等に入りやすいということですので、託児が必要になってくることもあると思いますので、事情などもお聞きして、そういう取り組みがされていないところがあれば、どういう事情で出来ないのか把握はしていませんが、託児に関するご意見があることをお伝えできるかなと思います。
- F委員 G委員の審議会の話だけではなく、私は女性人材バンクに登録をしていて、もし土日とかに講座をやってくださいと言われた時にやはり同じ問題が出てくると思うのですね。実際に今年度、ある市の関係の講座に夜呼ばれました。参加される方も女性の、若い世代、いつも同じメンバーになりやすいということで、若い子育て中の方にも来てほしいと言いながらも、実際は

託児がついていないという状況がありまして、託児はもう絶対ですというお話をさせていただいたケースがありました。そうしたら、そうなんですねと言われまして、ということはおそらく市の中でも分かってらっしゃらないのではないかと、ということがありまして、これは審議会だけではなく、おそらく女性人材バンクに登録している女性の方でも、今まさに子育て中という方もいらっしゃると思うので、それを踏まえて、託児は必須といいますか、それを男女共同参画推進課の方から、いろいろな課にご提案いただけたら、もっともっと広がっていくのではないかなと思っております。

B会長 会長として、今の件総括させていただきたいと思うのですが、今G委員のご指摘はびっくりで、今回審議会の女性の参画率がD評価になっているわけですが、もしかしたらこの辺りに理由の一つがあるのかもしれないというようなところまできているお話だと承りました。市として早急に、かつ、的確に改善しなければいけないポイントだと思いますので、今F委員からお話がありましたけれども、男女共同参画推進課はもとより、この会議として、帯広市へ、各審議会その他帯広市が関わる会議等があった場合には、必ず託児を設けるようにというような働きかけを伝えていただきたいし、課としてもそのような働きかけをお願いしたい。委員皆様方、ご異論ないですね。よろしいですね。ここは全会一致というところでこのようなお願いが決まりました。

D委員 私ども古い団体ですけれども、ここの建物ができる以前に婦人センターがありました。女性の会議、古くは私も家庭教育学級ぐらいから利用させていただきまして、あの頃には会議の時、市で託児してくれる方を2人置いていただいていたいました。とかちプラザにも今いらっしゃいますけれども、この事業には託児はありますけれども、これには該当しないとか、線引きが昔より厳しくなっているような気がします。ですから、託児などそういう大事なところは本当に改善していかなければならないのではないかなと、そこが後退しているような気がします。

B会長 後退なんていうのは大変ですけど、今のご意見はよく記録に録っていただいて、早急に改善する方向でぜひ取り組みを始めていただきたいというふうに思います。任期がありますので、次の時に取り組みが達成されたかどうかというのは、この会議で検証するかどうかは難しいかもしれませんが、ぜひともこの取り組みはやらなければいけないことですからね。ぜひよろしくお願いいたします。

I委員 私は年代的に介護問題で。資料1の54ページ目の中で聞きたいんですが、介護予防事業の推進目標がc判定です。右の方に行くと評価の方で施策はある程度進んでいるということでB評価となっていますが、私はここのBはちょっと甘いのではないかと考えています。将来的には2025年問題ですごく老後の危険度が叫ばれている中で私はBマイナスかなと考えています。

事務局 こちらの目標値の設定の仕方が、54ページ目の「2. 推進目標の実績値に対する考え方」のところに書いてあります。前年度と比べても増加はしているのですが、目標値に届いていないということでc判定にはなっているのですが、この数値の中には介護予防事業への参加を中

断しているという方も、入っていますので、その方を除くと97.0%と最終年度の目標値を上回っているという状況にあると、原課としてはとらえています。これだけがB評価の全てではないのですが、評価の中に書いてあるように「認知症サポーター養成講座」や「きづきネットワーク事業」、「徘徊高齢者等SOSネットワーク」など、いろいろなことに取り組むなど諸々含めての判断ということでB評価という形にはさせていただいているかなど。この目標値だけをとらえると、推進目標による判定がcなのに何で施策の評価がBなのだと思いますが。

I 委員 分かりました。今後のことについてもさることながら介護休暇という制度は導入していますか。例えば育児休暇と同じように、娘さんが会社を休んで老後のお母さんを看るといいう休暇制度というのがありますか。

事務局 育児・介護休業法というものがあまして、それは先ほど育児休業という話題が出ましたが、介護休業につきましても、法制度化されています。日数は育児休業よりも短い形で設定されていますが、国の方では今、取りやすいように見直しの動きもあろうかと聞いています。基本的には介護休業というのは義務付けられているというか、制度として設けてあります。介護休暇という短期の制度も事業所に申し出て取得できるという法制度にはなっています。

B 会長 私の方から、56ページ目も同様なのですが、推進目標による判定がd、施策の評価がB、一応念のため質問しますので、ご説明いただけますでしょうか。

事務局 こちらも先ほどと同じような説明になってしまう部分もありますが、確かに障害者雇用率を達成した企業の割合は低く、平成26年度で43.1%となっています。これは法定雇用率が変わられるなど算定方法が数年前に変わっていることも影響している部分もあると聞いております。また、「4. 施策の評価」の中ほどを見ていただきたいのですが、障害のある人の雇用者数は503人から547人へ増加し、過去最多となっているということで、そういうことも含め、B評価の「施策はある程度進んでいる」という評価とさせていただいています。総合計画の障害者福祉の推進についても同様の評価となっていると思います。

B 会長 介護休業と育児休業もそうですけれども、大事なことはおそらく法的な整備は出来上がっていると思いますが、取得しやすい環境にあるかどうかということと、取得した方が取得したことで不利益を被らないようにするということが、おそらく大切なポイントになってきていると思います。男女共同参画の観点からすると、その点について、引き続き注意深く見守っていくと同時に、そうならないようにするための働きかけをぜひ市の方をお願いをしたいということで、よろしいでしょうか。

B 会長 ほかにありませんか。それでは、一旦議事の方を進めさせていただいて、また何かあれば、他の資料についても事務局の方からご説明があり、その後に質問・意見とりたいと思いますので、参考資料等についてご説明をお願いします。

事務局 ー参考資料1、2、2-1について説明ー

B会長 ありがとうございました。国の動向等のご説明でしたが、何かご質問とかございますか。また、先般の推進状況報告書との関連のご質問でも結構ですが。いかがでしょうか。

R委員 この女性活用ということで、私も会社をやっていますが、パート、扶養で働きたいという方が多く、能力があってフルタイムで働いてもらいたいという人も、結局扶養の範囲内で働かないとならないという状況が結構多い。国家公務員の夫がいる方では、結局130万円までしか働けなくて、それ以上働きたいけれども手続きが面倒くさくて働いたら駄目っていうことがある。活躍と国では言うが制限がかかっていて、活躍させてあげたいのに、させられないというか、やっていただけないという歯がゆい部分もあって、その辺をうまく改善できればいい。まずは市役所から改善して、扶養をオーバーしても働きたいという奥さんとか、いればいいのか。税金を多くかけられるので、そこまでは出来ないとかあるかもしれないし、何かストッパーがかかっているけれども、働かせたいが、どうしていいのか分からない。その辺をちょっと、取り留めもない質問ですけれども。

B会長 もし、よろしければ本日お集まりの委員の方から、今のご発言にご意見とかご助言とかありましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

H委員 パートの状態では活躍出来ないのでしょうか。

R委員 時間的にフルタイムで働けないので、能力あって店長とか店をまかせたくても、なかなかフルタイムで働いていない人を店長に抜擢できないというか。女性がすごく多いのですが。

B会長 今事務局の方からご説明のあった第4次男女共同参画基本計画の中に、参考資料1の裏面の方に①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍というのがあります。要はこの男性中心型労働慣行というのは、年功に基づく出世というか序列化というか、後は男性の正規労働を前提とした長時間労働、それから女性の非正規労働といった、大体3つか4つぐらいの条件があるのですけれども、国としてはこれを変えていきたいと計画ではうたっているのですね。今、ご指摘のあったところはおそらく国の方も何とかしなければいけないというように思っているだろうとは思いますが、では具体的にはどういうふうに変えていくのかというのは現場レベルでなかなか難しい話だと思います。ご意見何かないですか。今の問題提起にお答えいただくような形ではなくても、結構です。思うところで結構です。何かご発言があれば。

C副会長 子育て世代でやはり長時間働こうと思ったら、保育してくれるところが必要になってきて、先ほどの資料1で男女が共に働きやすい環境づくりということで、多様な就業形態に対応した保育サービスの充実ということで、帯広市も今年の4月から、学童保育が3年生まででなく、6年生まで国となったと聞きました。人数的には3年生までだったのが、今度6年生までとなって、もしも児童が100人いたとしたら100人全員がきっと上がるわけではないと思うのですが、規模が同じところで今までの倍の人数を預かっているのか、それとも先生たちも当然増えて預かせているのか。後は、仕事をするに当たって、長時間となると正規でも非正規で

も、税金の話も出ているのですけれども、家庭の仕事も含めて両立していないと、出来ないということが根源にあって、どんなに夫が妻に仕事をしてもらいたくても、子どもがいることで、それだけでなく長時間働いているのに、これ以上夫にも負担がかかっていくということがあると思うのですが。確かに短時間労働の人に、非正規の人に店長とか重い仕事となるとその方にも負担があるのでしょうか。そうなってくると、やはり保育施設、先月23日のフォーラムのときに幼稚園と保育園と抱き合わせたような環境を整備していくという話、東京方面ではもう始まっているらしいのですが、保育園は子どもを預けるところで、幼稚園は学習させるところだという認識のお母さんたちもいるので、今の保育園にいるお母さんたちは勉強もさせたい、子どもも見てもらいたいということで、帯広市も今後その方向には向かっていくのでしょうか。そうなってくると、預ける身としては、とてもうれしいし、働きやすくなると思うのですが。

B会長 事務局として見解があれば、分かる範囲で教えていただきたいのですが。

事務局 本当に分かる範囲だけで申し訳ありませんけれども。まず幼保一体化という部分、これは本市に限らず、国の制度で幼保一体のこども園がありますので、そちらの検討は行っていかと思います。

それから児童保育センターの話も一つあったかと思いますが、そちらについては対象者が増えたということもあります。そういうことで、施設の児童保育する場所の見直しなども合わせて、前回の議会で話題となっておりますので、新年度以降の取り組みについて、こども未来部の方で検討されていると思います。今の施設についても多分狭隘化している部分ですとか、古くなっている部分ですとか、いろいろ課題もあって合わせた形になろうと思いますけれども、そういった部分については検討に入っていると思いますが、では実際に実施はということになると、申し訳ありませんが把握しておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

B会長 今回の質問については、できれば我々聞けるかどうか分かりませんが、調べて、文書等で委員の方に教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

F委員 働きやすいということで、今学童の話が出ていたのですけれども、実際自分が学童を利用して、ちょっと気になる点が一点あるのですね。家の子は今小学校1年生なのですが、幼稚園の時には延長保育料は日割りだったのです。ところが学童になったら1か月同じ金額ですが、1か月はまるまる使わない、例えば冬休みとか春休みとか休みの時には、私もお仕事なるべくお休みにしているし、夫が休みだったりするので、学童を休むので本当は払わなくてもいい、でも実際のところは同じ金額だけ払っているのです。それってどうなのかなって日頃思っていて、誰に相談していいかも分からないし、誰が変えてくれるかも分からないのですけれども、実際問題そういうことを日頃感じています。

B会長 この会議でよろしいのではないですか。議事録にとっていただいて今の観点につきましては、関係部署の方にお伝えしていただきたいなど、こういう意見がありましたということでお願いしたいと思います。

R委員　　今、学童やお子さんの意見でしたが、ご両親の介護で会社を辞める方が結構おられます。子どもの会社でも3人ぐらいパートを辞められた人がいますけれども、介護が必要な親を預けて仕事を終わったら引き取る、そういうデイサービスみたいなもので、何か市で出来る形ってないのかなと感じているのですが、いかがでしょうか。

J委員　　小規模型の地域に密着した短期間入所できる、老人の福祉施設が出てきています。全体的には把握していないのですが、地域でも新しくできてきて、施設見学などをすると、家族が泊まったり、遠くから来ている人もいたりするなど、充実している施設はあります。ただそれがどこまで浸透しているかということはちょっと分かりませんが、あることはあります。ただ、市の施設ではありません。

B会長　　事務局の方から何かありますか。今の内容について。

事務局　　市の事業としては、基本的には介護ですとか、直営的な施設というのを持たないのが原則になっております。帯広市内においてデイサービスを含めて、事業所に委託で行っております。市内で活動している事業所はかなり多いですから、J委員おっしゃったような地域密着型、より規模というのか、範囲というのか、地域的に少ない部分でのサービスという部分、それはどちらにしても在宅介護ということを前提としたサービス事業ということで展開しているかと思えます。そういった部分で入れる、入れないなどの他、料金的な部分、いろいろ課題はあろうと思いますが、今現在ある程度、そのような施設、サービスが進んでいるという認識を持っています。

J委員　　ところが金額が高いですね。だからお金がなければ入れないというか、国民年金受給者は入れなくて、厚生年金受給者とか会社などに長く勤めてらした方はある程度お金に余裕があるけれども、お金がない人は入れないというのが現状です。ですから、家族の負担はかなり多くなってくるのではないかと思います。

B会長　　国の方も介護を理由にして辞職をするということは何とか避けたいということで、国の取り組みが始まっていると聞いてはいますが、具体的に何をするかというとよく分かりませんよね。R委員がおっしゃられた内容は社会的に大きな課題となっているようです。

R委員　　ちょっと骨が折れたなど、ずっとは見なくてもいいけれども、治療する期間だけ短期で介護してくれるとか、そういう施設があればありがたいという人が多いと感じます。

J委員　　介護認定を受けている場合は、介護制度を利用できますけれども、介護認定外の方が怪我をされた場合、そういうところというのは未知な分野ですね。あまりそこまでは関わっていませんよね。

事務局　　私の知る範囲内では、そういうケア的な部分は帯広市に限らず、行政的には困難な部分かな

と思います。支援を広げていけば、本当に皆様から多くの税をいただかなければならないぐらいの行政サービスになります。それでも介護する方がいっしょにいないとか、少ないなどについては、制度的には分かりませんが、助け合いになるか、病院でできるだけ見てもらっているのか、または勤め先にご相談されるだとか、そういう対応しか考え付かないかなと思っています。

B会長 今のお話を聞いていて思ったのですが、審議会等への女性の参画率がd評価になって、先ほどのお話しだと介護関係の分野の女性委員が減っているというようなお話しがありましたが、この辺りも女性の視点も反映させないといけないということが今の議論からも分かると思いますので、介護領域における審議会等への女性の参画率というのは、多分喫緊の課題として本会議としては、ぜひ向上させたいという働きかけを事務局にお願いしたいということでございます。

事務局 先ほどは介護分野というぼんやりとした言い方になってしまいましたが、介護認定審査会という介護の認定をする審査の場で、委員が女性であるとか男性であるとかによって審査結果が変わるという性格のものではないのかなと思うのです。ただ、全体の様々なところに女性の視点が入るとするのは非常に重要だというのはもちろん理解できるところであります。介護の認定審査については、そこの領域のところ男性が多くて、女性が少ないということだけご理解いただければと思います。

B会長 男性・女性の性差による観点はあまり入ってこない領域だからこそ、男女比を5対5にすることはあってもいいのではないかなと思うのです。議論としてどちらから入っていてもいいのですが、いずれにしても出てくる答えは、今回の介護の審議会等へ、やはり女性の参画率を高めていかなければならないということにしかならないと思います。そこのところはぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

P委員 私は先ほど女性が働くという上で、いろいろなお母さんたちに会ってお話を聞いていると、朝、子どもが熱を出してしまってどうしようかなと、子どもを看病したいけれど、仕事も休むことは出来ないと悩まれていたお話しがありました。日頃は行かないけれどもこの時だけ行ける病児保育が市の方であると、すぐお母さん達は助かるんじゃないのかなというのは思いました。

事務局 今、こども課を中心に帯広市子ども・子育て支援事業計画が平成27年2月に策定されたのですが、この中で病児保育を平成30年度に1箇所の計画をしていると聞いています。病後児保育は既に2箇所ほどで行われているのですが、病児保育につきましては平成30年度の1施設ということで計画していると担当課から聞いております。

P委員 病後児保育は市でやられているのですか。

事務局 認可外保育施設への委託によってという形です。

N委員　　私はお話を聞いているだけでもすごい勉強になるなと思って聞かせていただいています。女性の問題というのは、若い方から介護まで全部女の人だなという思いでいます。私たちの農家で若いお嫁さんが来ています。昔はおじいさん、おばあさんに子どもを預けていましたけれども、今はやはりちゃんと託児所に預けて、自分たちが活動しているというのが多く、そういう施設が必要だなと。私達に預けるには事情もあるので、予定を聞かなければいけない、でも託児があれば自分達の時間をとって行動が出来るということで大事だなと。それだけではなくて、介護についても私達ぐらいの年代になると、問題が出てくるので、こうやって話し合っただけで良くなっていくというのが、本当に必要だなと思います。最後には所得税に関して、そこが引っかかって、働けないということが出てきているんだということも、改めて勉強させていただきました。

G委員　　病後児保育についてもいろいろな課に渡っていると思います。女性相談などについても。それぞれの取組みについて、リーフレットとか相談ダイヤルのカード式のものが配られていると思いますが、これを見れば困った時に女性がどういうふうに関心したり、動けばいいというのが、帯広市にはありますか。

事務局　　年齢に関わらず、女性という捉え方での相談窓口の一覧になったようなもの、ちょっと私には記憶がないのですが、例えば世代別という言い方がいいのでしょうか、一番覚えているのが母子、お子さんが小さいとか、小学生などお持ちの方につきましては、自分の子どもが病気になった時とか、何かあった時ということで、市民にお配りしている冊子になったものが以前はあったと思います。女性全般というよりもあまりにも広くなりますから、用意はしていないと思います。高齢者や、障害をお持ちの方についてもお知らせですとか、事業の周知の印刷物などに載せてありますし、私どもの担当部署で言いますと、DVですとか女性相談に関わる部分について、市の窓口だけでなく、広く国ですとか、民間団体などの相談窓口を載せているようなものがございます。

多分委員がおっしゃっているのは、そういうイメージが出来るようなものが一冊になっているものもいいですよという話だと思いますけれども、そちらについてはないのではないかと考えてございます。一冊にまとめるということになると、どれだけの電話番号になるのか、連絡先なども分かりませんので、イメージがつかないところです。

B会長　　いずれにしてもこういう意見が出ましたので、情報量の取捨選択というのはあるかと思えますけれども、事務局の内部で検討していただいて、利用しやすい形で整理してご提案いただくということが、あってもいいのかなと思います。その折には、せっかくですから、G委員とご相談しながら進めても構わないと思いますので、ぜひそちらの方もご検討の方よろしく願いたいと思います。

B会長　　ほかにありませんか。

B会長　　それでは私からですが、今回いただいた、事務局にもご説明いただいた第4次男女共同参画

基本計画の策定方針の⑦に東日本大震災の経験と教訓を踏まえた男女共同参画と書いてあります。防災関係の会議に女性の委員が少ないということは、自治体として非常に危うい状況にあるのではないかと考えています。充て職で構成されておりますので、仕方がないといえば仕方がないのですが、防災や災害復興で、女性の視点が必要だということは、もう阪神・淡路大震災から現在に至るまでの間にかかなりのところで、国が痛感しているところでもありますので、本市としても、いろいろ法的な縛りがあるのは十分承知の上での発言ですが、何らかの形で女性の観点が防災、あるいは災害復興等に入るような工夫をしていただきたいと思います。こちらの方も、後でお答えいただかなくても結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

P委員 一つお聞きしたいことがあります。先日幕別の中学校で性教育の授業にお邪魔してきました。その中学校は1年生から3年生まで、1年に一度外部からの講師を招き授業をしています。資料1の方にも「性の尊重についての認識の浸透」という施策の方向があります。この施策の取り組みとして、帯広市の中学校などにおいて、外部講師を招いて授業をやられているのかなという質問です。

事務局 資料1の17ページの部分かと思います。この中に「保健体育を中心とした生命や性に関する指導の実施」とありますが、外部講師をお願いしているかどうかというところまでは、把握しておりませんので、学校教育指導室に確認し、別途お答えしたいと思います。

P委員 その授業に取り組むのは、主な担当課の欄に記載されている学校教育指導室ですか。

事務局 学校の教科、カリキュラムという形で言えば、学校教育指導室を含めた教育委員会で、文科省からの指導要領などを参考にしながら、年間の計画が作られていると思います。学校の位置づけとしてこの性教育を特定の一般の教科の中でやっているのか、科外としてやっているかわかりませんが、以前であれば授業の一環として、保健体育という部分の授業の流れだと思います。そういうことを考えると適当な人材の教員がいなければ外部講師ということもあろうと思いますが、基本的には教員が授業をしているのが一般的だと思います。性教育について外部講師を招いては、という意見などについては、PTAの会合とかで発言されるなど、現場サイドでご相談するのも一つの方法かなと思います。

P委員 私個人が聞いていて、ものすごく良い授業でした。それを様々な女性に話したところ、いろんな子ども達に聞かせたいねという声がありました。保健体育の中でも授業があるとは思いますが、今の子ども達は性について、どこかこう間違った認識、いわゆるアダルトビデオだったりとか、雑誌だったりとか、そこから得ている方が多いのではないかという意識は私の中にあります。性に関して大人から聞くということがないという現状にあると思いますし、実際にお邪魔した中学の先生達とお話ししたところ、やはり学校内で教師が教えるということがカリキュラムの中ではなかなか難しいということでした。いろいろな外部の講師の方達に学校に入ってきていただいているというお話しをしていますが、先生達はそのようにおっしゃいます。私も父兄の一人なので、もちろん私も働きかけていきたいなと思いましたが、市の方として何か関わっていただけるのであれば、子ども達に性教育というか、ただの性教育ではなくて生きるという部

分にもつながっていくと思うので、何かできたらいいなと思います。

B会長 ありがとうございました。残念ながらこの帯広市男女共同参画推進市民会議については、今年度はこれで終了となります。ご発言したいことはありますか。以前は基本的に検証と、何か策定の時に意見を言わせてくださいという2つの会議がありましたが、今年度は検証だけになっています。先ほどの女性活躍推進法案の関係で、4月1日以降に特定事業主行動計画、帯広市も多分見える化、数値化というのを取り組まれると思いますので、私ども委員の方に送付するという資料の中に入れていただければと思っております。参考資料1にもある事業主行動計画の策定等にある何かの項目を決めて、市も4月1日から施行するので、19名の委員にお示ししていただきたいと思っております。

F委員 話が戻ってしまうかもしれませんが、やはり女性にとって働きにくいという職場というのがあり、M字曲線ではないですけれども、出産・子育てのために会社をやめたあと、同じ会社に戻りたい時になかなか戻れないということがあります。だからと言って、自分で個人事業を起こした方が自由でいいのではということになると、働きやすくなる根本の部分が改善されないと思っています。この法律が出来たことによって、セクハラとかパワハラを含め今まで問題になっていたことについて、改善に向けた促進力になったらいいと思っています。

B会長 それでは、質疑の方は終了させていただきたいと思っております。事務局の方から何か報告とかございましたらお願いいたします。

事務局 先日、11月27日に第14回女（ひと）と男（ひと）の一行詩の表彰式が行われまして、6名の方が入賞されております。最優秀賞が「育メン、家事メン 夫婦の絆に 効果てきめん」という一般の方の作品が選ばれております。新聞等でもご紹介されたりしておりますが、ホームページですとか、これからの啓発活動にもこういった作品をどんどん周知して行って、職場の方にもワーク・ライフ・バランスにも関係する一行詩ですので、そういった形で周知・啓発に活用させていただきたいと思っております。

また、議事録ができましたら、送付させていただきたいと思っております。これにつきましては委員名を伏せた状態でホームページにも掲載させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

もう一点、先ほどB会長からお話しがありましたが、本年度は今回が最後の会議となります。昨年度は中間点検ということがございました。今年度は少なくなりましたが、この会議を最後とします。来年度につきましては、委員改選があります。まだ、任期が8月まで皆さん残っていますが、それまでに来年度会議を開く予定はありませんが、改選前に協議する事項等が出てまいりましたら、開催のご案内をいたします。その際にはお忙しい中ご足労をおかけしますが、よろしくお願ひしいいたします。

B会長 私の方から今の話で2点ほど。F委員の話にも関連しているのですが、事前の打ち合わせで課長と係長に申し上げたのですが、男女共同参画推進課が関わっている公開講座やフォーラムでアンケートを取っていると思います。そのアンケート結果を集計して、次期の委員の皆様

さんに分かるような形でお示しいただきたいと思います。

2点目は女と男の一行詩の表彰式ですが、部長がいらっしゃるところで大変失礼ですけれども、毎年副市長だったと思うのですが、場所も会議室で、4階の応接室で行っていたかと思うのですが、何かありましたか。

事務局 副市長の出張の日程が入っていたためです。

B会長 毎年副市長だったので、どうしたのかなと。

事務局 全体のスケジュール管理について気をつけていきます。

B会長 それでは、以上をもちまして本日の会議終了させていただきます。年末のお忙しい中、長い時間ご協力いただきましてありがとうございました。良いお年をお迎えください。